

## 東御市スポーツ推進審議会委員公募要項

(趣旨)

第1条 この告示は、東御市スポーツ推進審議会設置条例（平成30年東御市条例第22号）に基づき設置する東御市スポーツ推進審議会委員のうち公募による委員（以下「公募委員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員数)

第2条 公募委員の数は、2人以内とする。

(応募要件)

第3条 公募委員に応募できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 東御市内に在住、在勤又は在学する者で満18歳以上の者
- (2) スポーツ活動の経験者又はスポーツの推進に関して見識のある者
- (3) 東御市スポーツ推進審議会に出席できる者
- (4) 国及び地方公共団体の議員又は本市の常勤の職員でない者

(応募方法)

第4条 前条の規定により応募しようとする者は、市長に対し公募委員申込書（以下「申込書」という。）を指定の期限までに提出するものとする。

(委員の選考)

第5条 公募委員の選考は、書類選考、面接等により行うものとする。

(選考委員会)

第6条 公募委員の選考に当たっては、選考委員会を設置する。

2 選考委員会の委員には、次の各号に掲げる職員を充て、その数は5人以内とする。

- (1) 企画振興部長及び文化・スポーツ振興室長
- (2) 教育次長及び教育課長
- (3) その他市長が必要と認める職員

(庶務)

第7条 公募委員の募集及び選考に関する庶務は、企画振興部文化・スポーツ振興室において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。